資料１－３

東京都市計画道路の変更（東京都決定）

東京都市計画道路中、幹線街路放射第７号線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	放７	放射第７号線	千代田区九段北一丁目	練馬区西大泉五丁目 西東京市境	新宿区西早稲田一丁目 文京区関口二丁目 豊島区高田三丁目	約19,270m	地表式	—	25m	自動車専用道路と立体交差３か所 東日本旅客鉄道山手線と立体交差 東日本旅客鉄道赤羽線と立体交差 東日本旅客鉄道中央線と立体交差 西武鉄道池袋線と立体交差 幹線街路環状第５の１号線と立体交差 幹線街路環状第６号線と立体交差 幹線街路環状第７号線と立体交差 幹線街路環状第８号線と立体交差 幹線街路放射第26号線と立体交差 幹線街路放射第35号線と立体交差 幹線街路補助第67号線と立体交差 幹線街路補助第134号線と立体交差 幹線街路と平面交差19か所	

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理　由：必要な隅切り長を満たしていることが確認されたことから、一部区域を変更する。

変　更　概　要

名称	変更事項
放射第７号線	１　一部区域の変更　新宿区西早稲田一丁目地内

東京都市計画道路幹線街路放射第7号線　総括図

〔東京都決定〕

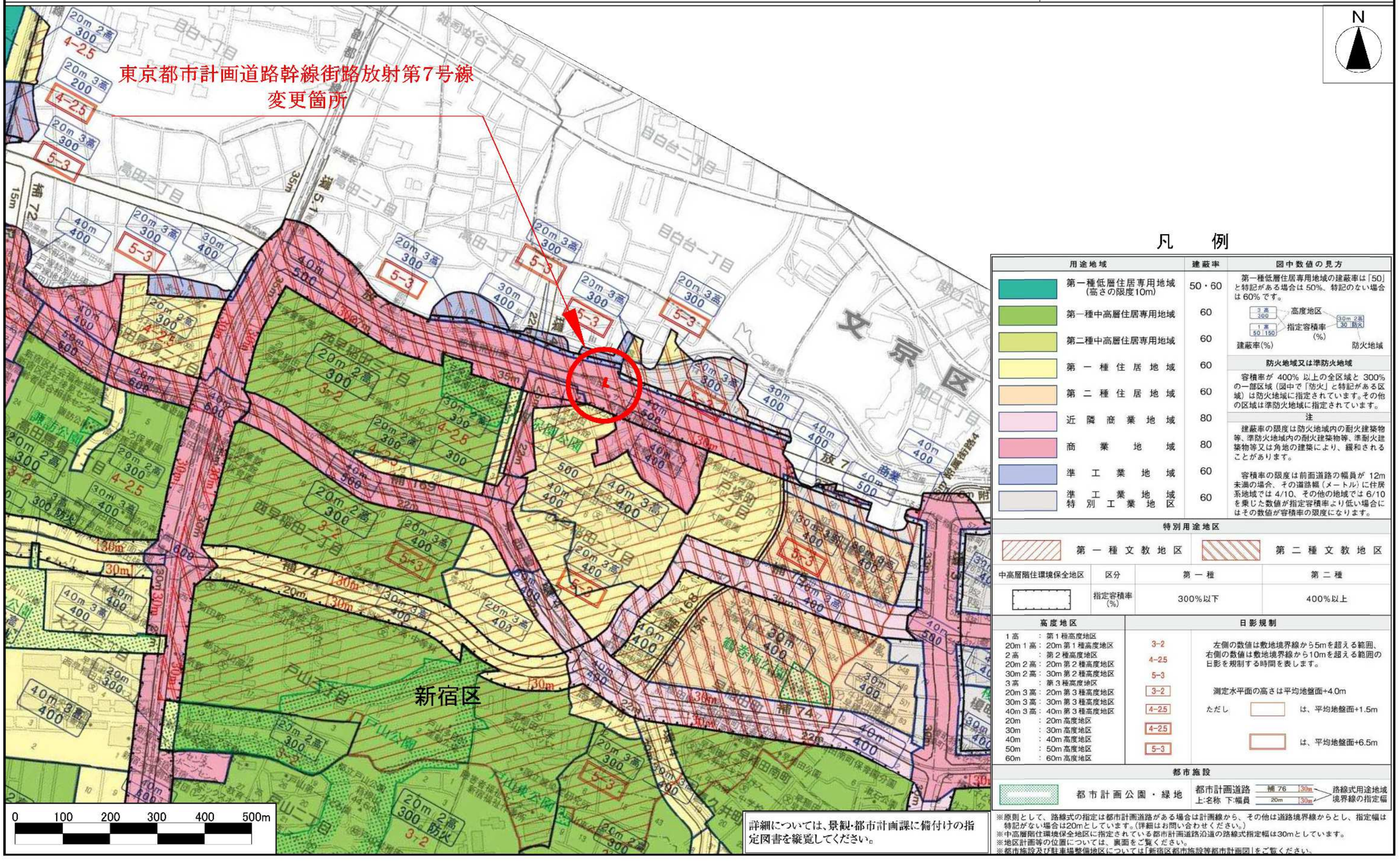

凡　例

用途地域	建蔽率
第一種低層住居専用地域（高さの限度10m）	50・60
第一種中高層住居専用地域	60
第二種中高層住居専用地域	60
第一種住居地域	60
第二種住居地域	60
近隣商業地域	80
商業地域	80
準工業地域	60
準工業地域特別工業地区	60

図中数値の見方

第一種低層住居専用地域の建蔽率は「50」と特記がある場合は50%、特記のない場合は60%です。

3高 300 / 1高 50 150 ― 高度地区 / 指定容積率(%) / 30m 2高 30 防火 ― 防火地域
建蔽率(%)

防火地域又は準防火地域

容積率が400%以上の全区域と300%の一部区域（図中で「防火」と特記がある区域）は防火地域に指定されています。その他の区域は準防火地域に指定されています。

注

建蔽率の限度は防火地域内の耐火建築物等、準防火地域内の耐火建築物等、準耐火建築物等又は角地の建築により、緩和されることがあります。

容積率の限度は前面道路の幅員が12m未満の場合、その道路幅（メートル）に住居系地域では4/10、その他の地域では6/10を乗じた数値が指定容積率より低い場合にはその数値が容積率の限度になります。

特別用途地区

第一種文教地区　第二種文教地区

中高層階住環境保全地区	区分	第一種	第二種
	指定容積率(%)	300%以下	400%以上

高度地区

1高　：第1種高度地区
20m 1高：20m第1種高度地区
2高　：第2種高度地区
20m 2高：20m第2種高度地区
30m 2高：30m第2種高度地区
3高　：第3種高度地区
20m 3高：20m第3種高度地区
30m 3高：30m第3種高度地区
40m 3高：40m第3種高度地区
20m　：20m高度地区
30m　：30m高度地区
40m　：40m高度地区
50m　：50m高度地区
60m　：60m高度地区

日影規制

3-2 / 4-2.5 / 5-3

左側の数値は敷地境界線から5mを超える範囲、右側の数値は敷地境界線から10mを超える範囲の日影を規制する時間を表します。

測定水平面の高さは平均地盤面+4.0m

ただし　　は、平均地盤面+1.5m

　　は、平均地盤面+6.5m

都市施設

都市計画公園・緑地

都市計画道路　補76 30m / 20m 30m　上:名称 下:幅員 ― 路線式用途地域境界線の指定幅

※原則として、路線式の指定は都市計画道路がある場合は計画線から、その他は道路境界線からとし、指定幅は特記がない場合は20mとしています。（詳細はお問い合わせください。）
※中高層階住環境保全地区に指定されている都市計画道路沿道の路線式指定幅は30mとしています。
※地区計画等の位置については、裏面をご覧ください。
※都市施設及び駐車場整備地区については「新宿区都市施設等都市計画図」をご覧ください。

この図は、「新宿区用途地域等都市計画図」（令和18年3月24日）を基に作成している。

東京都市計画道路幹線街路放射第7号線　計画図

〔東京都決定〕

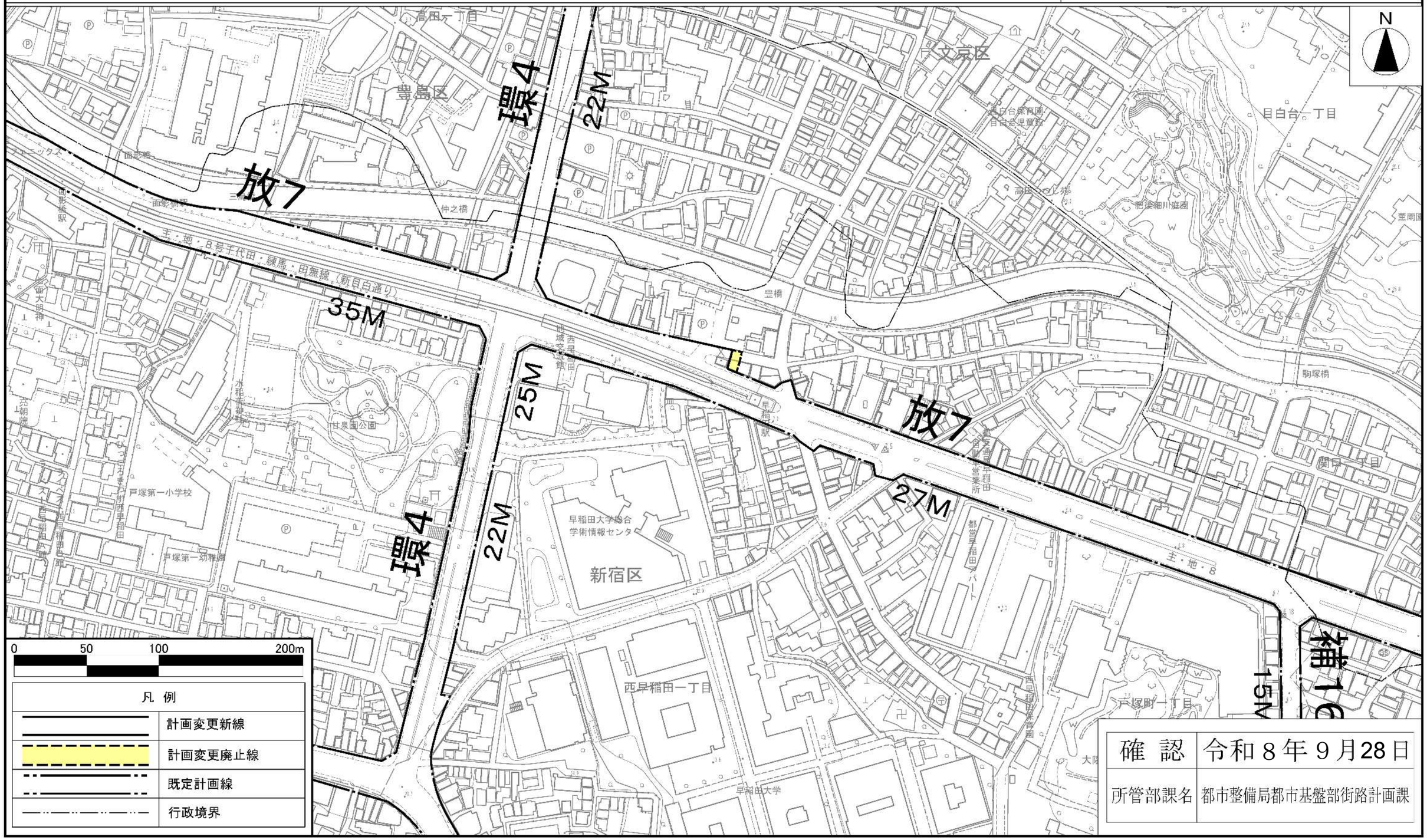

確　認	令和８年９月28日
所管部課名	都市整備局都市基盤部街路計画課

この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用（８都市基交第６５８号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。
（承認番号）８都市基街都第１３０号、令和８年７月１４日